

第8 障害児・障害者の日常生活・社会生活支援の推進

障害児・障害者の日常生活及び社会生活の自立と地域生活における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実や就労支援、地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者などへの支援施策の推進などを図る。

特に、平成25年4月から障害者総合支援法が施行されることを踏まえ、地域生活支援事業において必須事業化されたものの実施や障害福祉サービスの基盤整備の推進を図る。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進 1兆3,711億円(1兆2,751億円)

(1) 良質な障害福祉サービスの確保【一部新規】 8,229億円(7,434億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを総合的に確保する。

(2) 障害児の発達を支援するための療育等の確保 671億円(566億円)

障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育等の支援を受けられるよう、それに係る必要な経費を確保する。

(3) 地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】 460億円(450億円)

平成25年4月から施行される障害者総合支援法で必須事業化された手話通訳者などの意思疎通支援を行う人材の育成や、成年後見制度の活用を進める観点から意思決定支援を行い後見業務を適正に担うことができる人材の育成・活用などを実施する。

また、意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、市町村などでの事業の着実な実施や定着を図る。

さらに、児童発達支援センターなどについて、発達障害を含む多障害対応や早期専門対応などの機能強化などを図る。あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）により取り組んできた事業のうち、地域生活を支える24時間の連絡体制の整備などについては、地域生活支援事業で引き続き支援を行う。

(4) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備【一部新規】 52億円(61億円)

障害児・障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、グループホームなどの「住まいの場」の整備を進めるとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支

援の充実を図るための整備を推進する。

また、障害児・障害者の地域移行を進めるため、生活介護や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備を推進する。

あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）で対象となっていた施設の改修（賃貸物件を含む）や、施設整備と一体的に行う就労訓練などのための大規模な設備などの整備を新たに補助対象に追加する。

（参考）【平成 24 年度補正予算案】

○災害時における在宅障害児・障害者の避難スペースの整備 16億円

災害時に在宅の障害児・障害者が避難場所として活用できるよう、障害福祉サービス事業所や障害児施設などの避難スペースの整備を推進する。

(5) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

2, 187億円(2, 057億円)

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(6) 障害児・障害者虐待防止などに関する総合的な施策の推進

4. 1億円(4. 2億円)

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制を整備するとともに、家庭訪問や関係機関職員への研修、障害児・障害者虐待の通報義務などの制度の周知などによる支援体制の強化を図る。

(7) 障害児・障害者スポーツに対する総合的な取組みの推進

8. 5億円(8. 5億円)

障害者スポーツの世界大会（パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会）でのメダル獲得を目指すトップレベルの競技者に対し活動費を助成するとともに、障害者スポーツ指導員の有効活用を図り、地域での障害児・障害者スポーツの参加機会を推進することなどにより、障害児・障害者スポーツの一層の振興を図る。

(8) 障害支援区分の施行に向けた準備

3億円(1億円)

障害者総合支援法に規定された「障害支援区分」の平成 26 年 4 月からの施行に向け、新たな調査項目による認定調査や調査結果に基づく障害支援区分の判定（一次、二次）に関するモデル事業や、市町村が使用する判定ソフトの開発など、所要の準備を行う。

(9) 重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業 22億円(22億円)

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いなどにより、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、人口規模などを踏まえた財政支援を行う。

(10) 障害福祉サービス事業所などの災害復旧に対する支援(復興) 9.6億円

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(11) 障害福祉サービスの再構築支援(復興) 11億円

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組みや障害福祉サービス事業所などの事業再開に向けた体制整備などに必要な経費について、財政支援を行う。

(12) 警戒区域などでの障害福祉制度の特別措置(復興)

16百万円(16百万円)

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方について、障害福祉サービスなどの利用者負担の免除の措置を講じた市町村に対する財政支援を行う。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

263億円(275億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備

6.8億円(7.9億円)

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修などを実施する。

(2) 精神科救急医療体制の整備

20億円(20億円)

精神疾患のある救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に取り組みとともに、身体疾患を合併している患者に対応できる病床の確保や救急搬送受入体制の強化などにより、精神科救急医療体制の整備を推進する。

(3) 高齢・長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進

1.3億円(3.3億円)

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して、退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援などを行い、精神障害者の退院促進や地域定着に向けた事業を実施する。

(4) 認知行動療法の普及の推進

1億円(98百万円)

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法（※）の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

※認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備

79百万円(1.1億円)

近年必要性が高まっている心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 対策を中心とした事故・災害などの被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で心のケアチームや緊急危機対応チームの定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害など発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、平成23年に（独）国立精神・神経医療研究センターに設置された「災害時こころの情報支援センター」で、「心のケアチーム」派遣に係る迅速かつ適切な連絡調整業務や、各都道府県などで実施される心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県などの体制整備を支援する。

(6) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など 214億円(236億円)

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関を確保し、通院医療を含む継続的な医療提供体制の整備により、社会復帰の促進を図る。

あわせて、指定医療機関の医療従事者を対象とした研修や指定入院医療機関相互の技術交流により、医療の質の向上を図る。

(7) 被災地心のケア支援体制の整備(復興)

18億円

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災3県（岩手、宮城、福島）に設置した「心のケアセンター」で、精神保健福祉士などの専門職種による自宅や仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などを行うための体制整備を支援する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

2. 3億円(3. 6億円)

(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

2. 1億円(3. 5億円)

① 支援手法の開発、人材の育成

1. 6億円(2. 7億円)

生涯を通じて適切な支援が受けられるよう、発達障害児・発達障害者に対する各ライフステージに応じた支援手法を開発するモデル事業を実施する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターなどで、発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発に取り組むとともに、発達障害児・発達障害者支援に携わる人に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

② 発達障害に関する理解の促進

57百万円(71百万円)

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日実施)など、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(2) 発達障害児・発達障害者の地域支援体制の確立

発達障害の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を行うため、都道府県などに設置されている「発達障害者支援体制整備検討委員会」などの取組みを支援する。

また、都道府県などで、ペアレントメンター(※1)の養成とその活動を調整する人の配置や健診などでのアセスメントツール(※2)の導入を促進する研修会の実施などを行う。

(地域生活支援事業(460億円)の内数)

※1 ペアレントメンター：発達障害児・発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

(3) 発達障害の早期支援

市町村で、発達障害などに関して知識を有する専門員が保育所などを巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う。

(地域生活支援事業(460億円)の内数)

4 障害者への就労支援の推進

231億円(232億円)

- (1) 障害者の就労促進(障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現)
(再掲・29ページ参照) 219億円(219億円)
- ① 障害者権利条約の批准などに向けた障害者雇用促進制度の見直し【一部新規】
27百万円(11百万円)
- ② 中小企業への支援などの強化や、地域の就労支援力の更なる強化【一部新規】
87億円(82億円)
- ③ 障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化【一部新規】
36億円(30億円)
- ④ 障害者の職業能力開発支援の充実 51億円(55億円)
- (2) 工賃向上のための取組みの推進【一部新規】 4.3億円(4億円)

障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上のため、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とした「工賃向上計画(24年度～26年度)」による支援を行う。

特に、平成25年4月から施行される障害者優先調達推進法の円滑な施行に資するよう、共同受注窓口の体制整備について、官公需の発注に対応する体制にも配慮しつつ、未整備の地方自治体の体制を整備するなど、重点的に充実・強化を図る。